

第5章

安全・安心、快適な地域を
つくる人のまち

第5章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

第1節 計画的な土地利用の推進



1. 施策の方向性

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

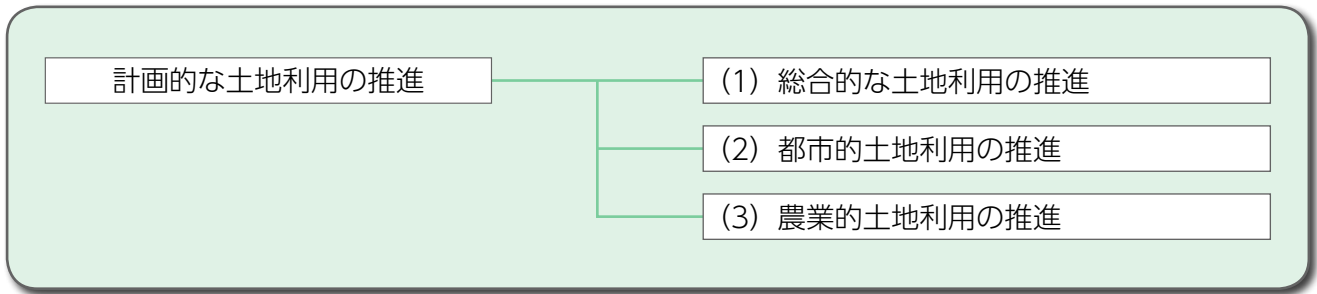


2. 現状と課題

- ◆市の面積 1,970ha のうち市街化区域は 43.1% (849.0ha) を占めています。市街地は、東武東上線のみずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺を中心として土地区画整理事業による整備を行い、地区計画制度により、地区の特性に応じた良好な生活環境の保全に取り組んでいます。
- ◆都市基盤整備の十分でない中で市街化が進行した地区もあることから、住環境の整備・改善を検討する必要があります。
- ◆建築可能な建物の用途を定める用途地域 (849.1ha) のうち、住居系が 806.6ha (用途地域の 95.0%) を占めています。
- ◆市街化区域面積に対する生産緑地地区の割合は、10.06%を占めており、貴重な緑地空間となっています。
- ◆市街化調整区域は、市域の 56.9% (1,121ha) を占めており、首都 30km 圏内にありながら農地が広がっている状況は、大きな特徴となっています。
- ◆本市は、豊かな自然環境を残しつつ、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきましたが、今後は、交通アクセスなどの立地条件を活かした土地利用を推進するとともに、地域の実情にあった秩序ある土地利用について検討する必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 総合的な土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ◆活気と魅力があり、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指し、地域ごとの特性を活かしながら良好な居住環境の形成を進めます。
- ◆自然環境との調和に配慮しつつ、市民生活の利便性向上が高まる土地利用を計画的に進めます。

(2) 都市的土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ◆駅周辺は、引き続き、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を進めます。
- ◆新たな市街地形成が予定されている地域は、自然環境との調和に配慮しつつ、快適な住環境と良好な都市機能を創出するため、地域特性に応じた手法によるまちづくりを進めます。

(3) 農業的土地利用の推進（産業振興課）

- ◆市街化調整区域においては、豊かな生産力とともに、治水など多面的な機能を持つ農地を保全するため、農業振興地域整備計画の適切な運用を行います。
- ◆市街化区域においては、生産緑地制度により、緑地機能や農業生産活動の維持に努めます。

○土地利用の区分

基本構想で掲げる土地利用の基本方針を踏まえ、市域を次のとおり区分し、計画的な土地利用を進めていきます。

<まちなか居住地域>

みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺地区は、市の顔にふさわしい拠点として、都市機能を集積し、多様な人々の交流とにぎわいのある魅力的な市街地の形成を進めます。

水子・諏訪地区（旧暫定逆線引き地区）は、地区計画などを活用し、周辺の自然と調和した良好な居住環境の形成を進めます。

その他の地区では、各地区の実情を踏まえながら、道路・公園などの都市基盤施設の整備に努めるとともに、点在する緑地などの自然を活かし、居住環境の維持・向上に取り組みます。

<田園・居住地域>

農業生産基盤が整備された優良農地が広がっている地域では、今後も農地としての利用を維持し、本市の原風景ともいえる田園・自然環境の保全に努めます。

既存の集落では、地域社会の持続性を維持するため、道路・下水道などの都市基盤施設が整っている一定の区域に、周辺環境と調和したゆとりとうるおいのある居住環境の形成を進めます。

<歴史・文化・スポーツの交流ゾーン>

本市固有の歴史的・文化的資源や水辺を大切に守りながら、歴史・文化やスポーツ・レジャーに親しめる場として活用します。

<新しい活力の創出ゾーン>

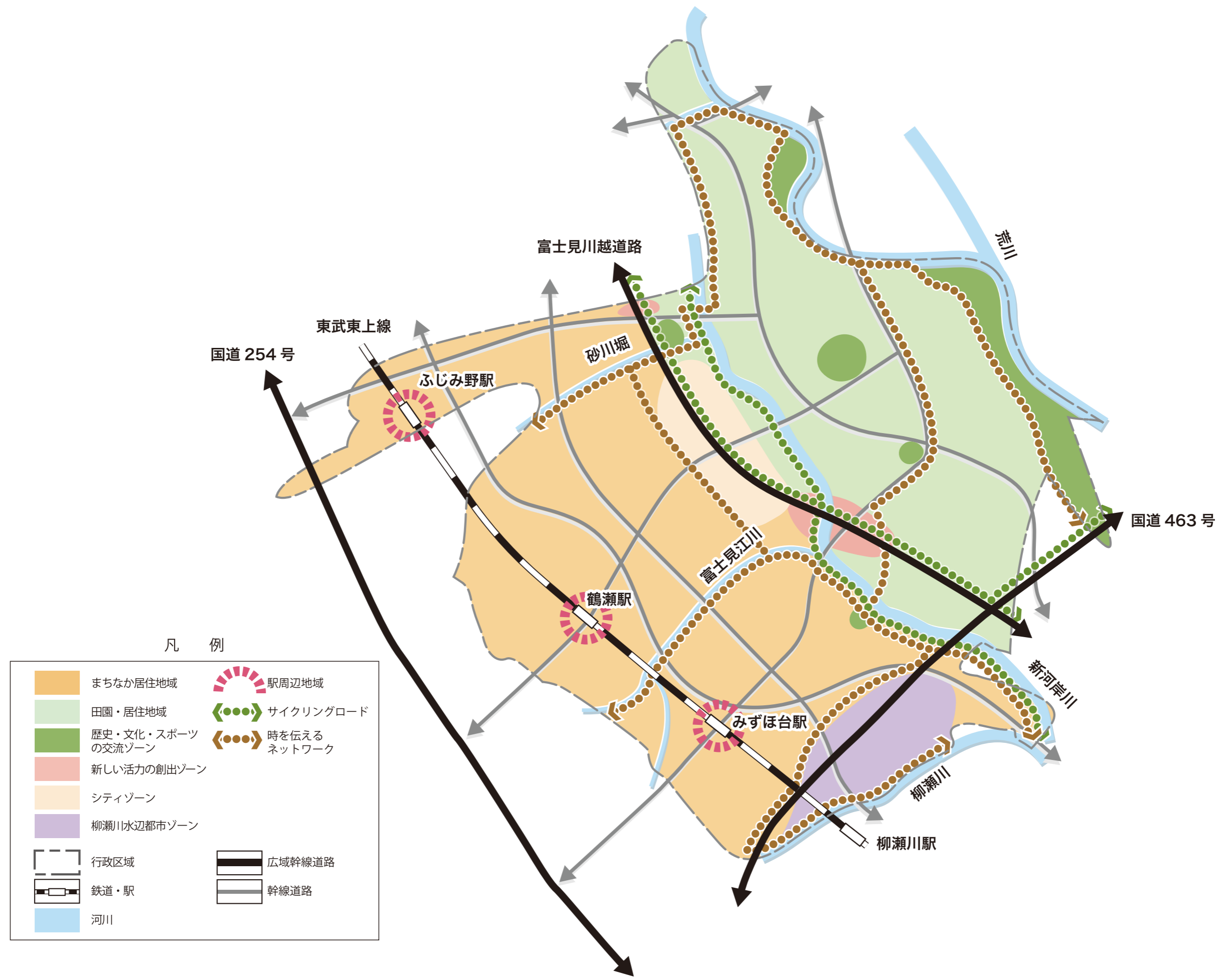
富士見川越道路沿道では、都市の活力を向上させるため、周辺環境に配慮しながら、計画的に都市的土地利用への転換を誘導します。

<シティゾーン>

本市のほぼ中央に位置し、富士見川越道路と鶴瀬駅東通線が交差する区域一帯は、市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、周辺環境に配慮しながら、地理的条件を活かし、商業・業務機能などを誘導します。

<柳瀬川水辺都市ゾーン>

市の南部を横断する国道 463 号沿道及びその周辺部は、交通の利便性を活かし、地域の発展と活性化に役立つ魅力的な土地利用を進めます。



第2節 水と緑の保全と活用



1. 施策の方向性

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として、市民と行政の協働による整備と活用を進めます。

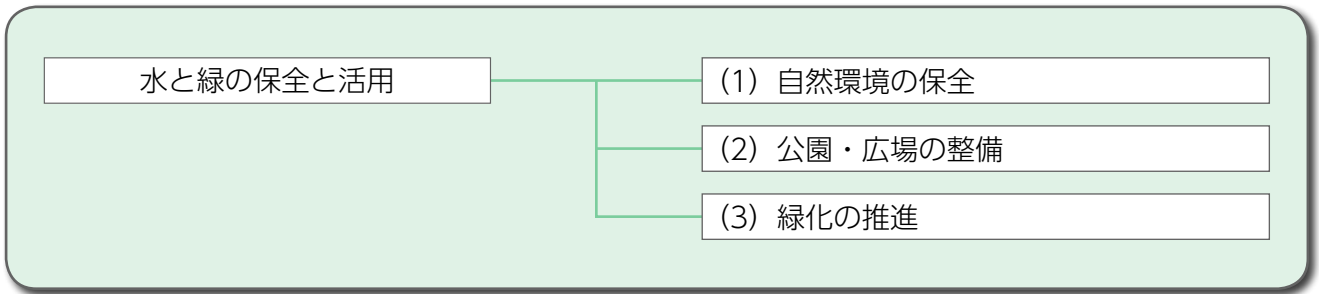


2. 現状と課題

- ◆急激な都市化の進展により、樹林地や田畑の面積は、平成2年の933.6haから平成23年度には717haまで減少していますが、今もなお、水と緑に恵まれた良好な田園・自然環境が残されています。この自然環境・景観を次世代に継承するため、市民緑地（2カ所、0.6ha）、緑の散歩道（8カ所、1.8ha）の制度や緑地保全基金などの活用により、緑地の保全に努めています。
- ◆公園は自然環境の保全、スポーツ・レクリエーション活動の拠点、災害時の一時集合場所など様々な機能を有し、快適な市民生活を送る上で重要な役割を担っています。
- ◆本市の公園面積は、土地区画整理事業地内の公園整備などを積極的に進めた結果、平成13年度の約22haから平成24年度には約38haと大きく増加しました。一方、昭和30年代から40年代に開発された既成市街地には、用地確保が困難なことから公園が整備されていない地域があり、その整備が課題となっています。
- ◆びん沼自然公園、水子貝塚公園や難波田城公園などの特色を活かした公園は、多くの人々が訪れるよう、一層の周知と活用が求められています。
- ◆既存の公園は地域ニーズに合わせた機能を持たせていく必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 自然環境の保全（まちづくり推進課）

- ◆市民緑地、緑の散歩道、保存樹林などの制度と併せ、緑地保全基金の活用により緑地の保全を行います。
- ◆緑地や湧水の維持保全に向けて市民と連携し、協働による自然環境保全の仕組みづくりに努めます。

『緑化推進事業』（まちづくり推進課）		
市民緑地や緑の散歩道などの制度や緑地保全基金の活用により、緑地保全に努めます。		
現況（平成 25 年度）	事業計画	
	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全基金 483,205 千円 ・ 市民緑地 5,871㎡ ・ 緑の散歩道 18,114㎡ ・ 保存樹林 4,008㎡ （平成 24 年度末） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全の推進 ・ 緑地保全基金の積立 ・ 基金による緑地の取得 ・ 保存樹木及び樹林に対する助成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全の推進 ・ 緑地保全基金の積立 ・ 基金による緑地の取得 ・ 保存樹木及び樹林に対する助成の推進

(2) 公園・広場の整備（まちづくり推進課）

◆地域の特色を活かした、公園や広場の整備を進めます。

◆公園づくりの段階から市民と行政による協働を進め、より身近で愛着が感じられる公園を目指します。

『公園整備事業』（まちづくり推進課）			
遊び場やレクリエーションの場など市民の憩いの場として、また、都市防災、景観の観点から公園整備を進めます。			
現況（平成 25 年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園 26 箇所 (50,747㎡) ・近隣公園 4 箇所 (50,224㎡) ・地区公園 1 箇所 (47,044㎡) ・歴史公園 2 箇所 (58,063㎡) ・都市緑地 13 箇所 (174,496㎡) (いずれも平成 24 年度末) ・上沢公園整備 	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・南むさしの公園整備 ・鶴瀬駅西口土地区画整理地内第 2 公園整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴瀬駅西口土地区画整理地内第 1 公園整備 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
市民一人当たり公園面積	3.57㎡	3.65㎡	3.70㎡

(3) 緑化の推進（まちづくり推進課）

◆道路、駅周辺、公園、学校などの公共施設の緑化を推進します。

◆地区計画や緑地協定の活用のほか、生垣設置への補助などにより個人住宅の緑化を促進します。

『いつでも花いっぱい緑いっぱい事業』（地域文化振興課、まちづくり推進課、産業振興課、教育政策課）			
桜、ふじ、菖蒲、紫陽花、コスモス、菜の花、レンゲソウなど、季節ごとにきれいな花を楽しむ取組みを行います。また、道路、駅周辺、公園や学校などの公共施設の緑化を進めるほか、住宅の生垣設置に対する支援を行い、緑に囲まれたまちづくりを進めます。			
現況（平成 25 年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・桜のオーナー制度 ・生垣設置補助 ・山崎公園菖蒲田の改良 	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・桜のオーナー制度 ・花の管理への支援 ・生垣設置補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・桜のオーナー制度 ・花の管理への支援 ・生垣設置補助 	

第3節 循環型社会の形成と生活環境の保全

1. 施策の方向性

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進します。

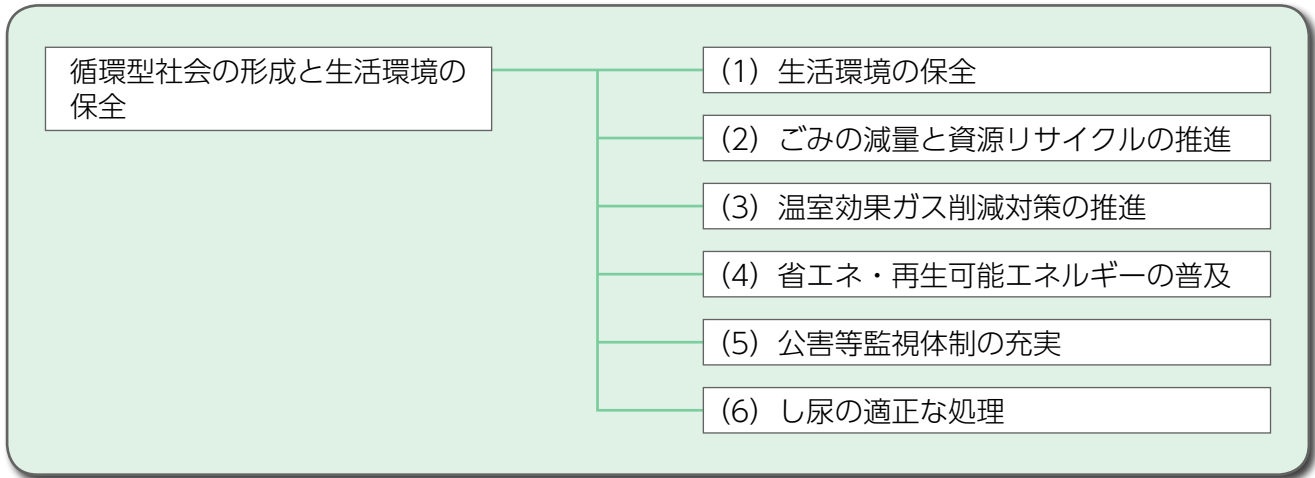
さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

2. 現状と課題

- ◆温室効果ガスの増加による地球温暖化が世界的な問題になっていることから、市は地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年に地球温暖化対策実行計画を策定し、行政の事務事業や公共施設における温室効果ガスの排出抑制に努めています。平成23年には、基準年（平成16年）との比較で約21%の削減を達成しました。また、東日本大震災以降は、太陽光発電の固定価格買取制度等をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進が図られ、省エネ、節電を取り入れたライフスタイルへの見直しが求められています。そのような中、さらなる地球温暖化対策を推進するために、平成25年度から富士見市全域において市民や事業所との連携を強化し、温室効果ガスの削減と再生可能エネルギー導入を進めています。
- ◆平成21年に改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）が施行され、一定以上のエネルギーを使用している工場や事業場などにおける省エネルギー対策をさらに強化していく必要があります。
- ◆良好な環境の維持、創出に対する取組みは、環境問題を取り巻く状況の変化に合わせ、「第2次富士見市環境基本計画」に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携・協働して積極的に推進します。
- ◆環境問題に対する意識が高まる中、資源循環型社会への転換が求められていることから、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ分別の徹底や減量化をさらに進める必要があります。
- ◆「富士見市をきれいにする条例」の理念である、きれいで安全なまちづくりを推進するために策定された「富士見市美化推進計画」に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携しながら環境美化に取り組んでいるほか、「美化推進重点区域」及び「路上喫煙禁止区域」を定め、投げ捨てや路上喫煙への対策を積極的に進めています。
- ◆核家族化や少子高齢化が進展する中で、所有者の高齢化などの理由により空き家が増える傾向にあり、災害や犯罪の抑止、地域の良い環境の維持のために対策が求められています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生活環境の保全（環境課、安心安全課）

- ◆環境基本条例や富士見市をきれいにする条例の理念に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、環境に対する意識を高め、環境の保全、創造に関する施策を計画的に進めます。
- ◆不法投棄を防止するため、パトロールの実施や情報の提供を行います。また、関係機関と連携し、不法投棄物の回収や処理を行います。
- ◆老朽化した空き家について、空き家等の適正管理に関する条例を制定し、近隣住民や地域、関係機関と連携して、空き家の適正管理に向けた取組みを推進します。

『環境基本計画の推進』（環境課）

人と自然が共生できる豊かな環境の創造を目指して、環境基本計画に基づく施策を市民、事業者、行政で進めます。

現況（平成 25 年度）	事業計画	
・富士見市第2次環境基本計画策定（平成25年3月） ・富士見市環境施策推進市民会議との連携による、環境家計簿調査や環境問題街頭啓発キャンペーンの実施	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
	・環境基本計画に基づく施策の推進	・環境基本計画に基づく施策の推進

『美化推進事業』（環境課）			
美化推進計画に基づき、市民、事業者、行政の連携による環境美化を進めます。			
現況（平成 25 年度）	事業計画		
・美化推進重点区域、路上喫煙禁止区域の指定	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	・富士見市をきれいにする日に市内クリーン事業の実施 ・路上喫煙禁止区域における啓発活動	・富士見市をきれいにする日に市内クリーン事業の実施 ・路上喫煙禁止区域における啓発活動	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
市内クリーン事業の参加団体数（延べ）	83 団体	95 団体	100 団体

（2）ごみの減量と資源リサイクルの推進（環境課）

- ◆リデュース（減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（不要なものは断る）を基本として、資源の有効活用などを進め、引き続き、ごみの減量化を進めます。
- ◆一般廃棄物会計基準の導入によるごみ処理コストの把握やごみ収集体制の見直しにより、ごみ処理全体のコスト削減と効率化に取り組みます。

『ごみ収集事業』（環境課）			
ごみ処理コストを他団体と比較できる一般廃棄物会計基準の導入により、ごみ処理に係る費用を分析し、情報提供を行うとともに、ごみ処理全体のコスト削減と効率化に取り組みます。			
現況（平成 25 年度）	事業計画		
収集体制 ・可燃ごみ（民間委託） ・ビン（民間委託） ・カン（直営・民間委託） ・不燃ごみ（直営・民間委託） ・ペットボトル（民間委託） ・資源プラスチック（民間委託） ・粗大ごみ（直営）	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	・一般廃棄物会計基準の導入 ・収集体制の見直し	・収集体制の見直し	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
ごみの総排出量（t）	29,905t （平成 23 年度）	29,563t （平成 27 年度）	—

(3) 温室効果ガス削減対策の推進（環境課）

- ◆地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電設備の導入促進、壁面緑化などを推進し、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガスの削減と併せて省エネルギー化を促進します。

『「減らせ！CO ₂ 」推進事業』（環境課）			
中期的な温室効果ガス削減目標を定め、市民・事業者・行政の連携により地球温暖化対策を進めます。			
現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画（区域施策）策定（平成24年度） 公共施設における温暖化対策の推進（太陽光発電、壁面緑化、LED照明の推進、低公害車導入など） 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における温暖化対策の推進 太陽光発電システム設置奨励金の交付 地球温暖化対策実行計画（区域施策）の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における温暖化対策の推進 太陽光発電システム設置奨励金の交付 地球温暖化対策実行計画（区域施策）の推進 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
市長部局管理施設エネルギー使用量概算（原油換算値）	1,672kℓ	1,606kℓ	1,574kℓ

(4) 省エネ・再生可能エネルギーの普及（環境課）

- ◆太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、照明器具のLED化など、環境と共生し持続可能なエネルギー利用を推進していきます。

(5) 公害等監視体制の充実（環境課）

- ◆大気中の二酸化窒素や大気、土壌のダイオキシン類、河川の水質、自動車騒音、空間放射線量などについて定期的に測定を行い、その結果を公表し、市民・事業者・行政が一体となって公害等監視体制を充実します。

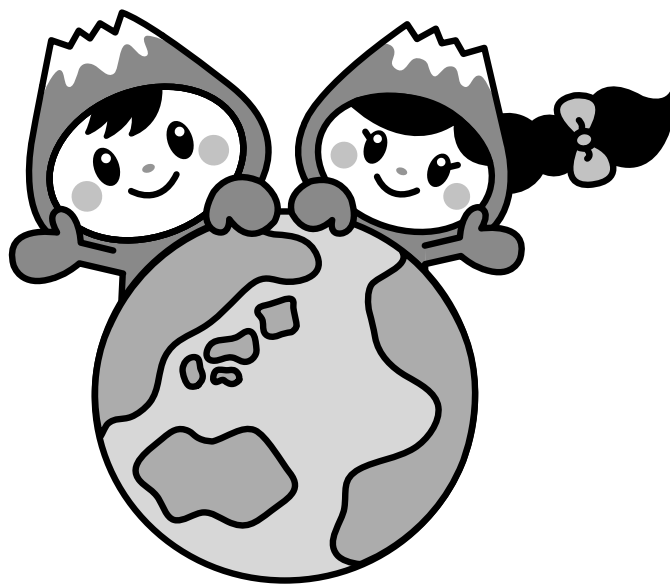
『大気・土壌・河川などの環境調査』（環境課）

二酸化窒素に関する大気調査、ダイオキシン類に関する大気及び土壌調査、水質の汚濁状況、自動車騒音、空間放射線量などに関する調査を実施します。

現況（平成 25 年度）	事業計画	
・環境調査の実施 （市内 85 地点） ・空間放射線量測定（53 施設）	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
	・環境調査の実施	・環境調査の実施

(6) し尿の適正な処理（環境課）

- ◆入間東部地区衛生組合における、し尿処理業務を継続しながら、処理施設の老朽化対策に努めます。



第4節 市街地の整備



1. 施策の方向性

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。

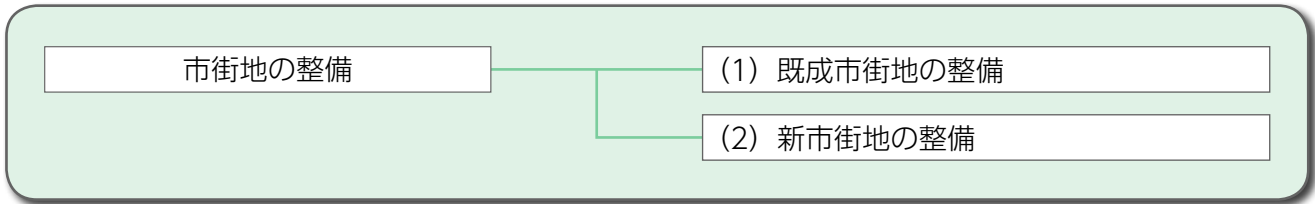


2. 現状と課題

- ◆市街地は、都市基盤整備により計画的な土地利用が進められている地区と、昭和30年代から40年代にかけての急激な人口増加により、都市基盤が十分に整備されないまま開発が進んだ地域とに大別できます。
- ◆既成市街地の鶴瀬駅東口及び西口地区は、土地区画整理事業により居住環境の整備、宅地の利用増進を図るとともに、魅力ある商業集積の促進や災害に強いまちづくりを進めています。また、ふじみ野駅周辺、針ヶ谷地区及び鶴瀬西のつるせ台地区は、地区計画により良好な居住環境の保全に努めています。
- ◆既成市街地は、建物が密集し、狭い道路が多く、公園・緑地などのオープンスペースが不足していることから、防災機能の強化などのため、地域の実情に応じた整備を検討する必要があります。
- ◆市街化区域へ編入した水子・諏訪地区は、地区計画制度や小規模土地区画整理事業等により計画的なまちづくりを進めています。
- ◆シティゾーン及び柳瀬川水辺都市ゾーンは、地域振興と都市機能を充実するため、整備を推進する必要があります。シティゾーンでは、大規模商業施設の整備が進められています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 既存市街地の整備（まちづくり推進課、鶴瀬駅西口整備事務所、鶴瀬駅東口整備事務所）

- ◆ 快適な都市環境を形成するため、地区計画の活用や土地区画整理事業などの手法により、地域の実情に応じた基盤整備を進めます。

『鶴瀬駅西口土地区画整理事業』（鶴瀬駅西口整備事務所）
 鶴瀬駅西口の駅周辺 22.5ha について、土地区画整理事業により、都市基盤整備と宅地の利用増進を図り、快適かつ機能性の高いまちづくりを進めます（事業期間：平成 4～28 年度）。

現況（平成 25 年度）	事業計画		
・建物移転 ・道路整備	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	・駅前広場整備 ・建物移転 361 棟 / 361 棟（100%） ・道路整備 7,234m / 7,234m（100%）	・清算金事務	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
建物移転	345 棟	361 棟	—
道路築造	6,408m	7,234m	—

『鶴瀬駅東口整備事業』（鶴瀬駅東口整備事務所）

鶴瀬駅東口駅前広場を含む都市計画道路鶴瀬駅東通線周辺の4.9haについて、土地区画整理事業により、都市基盤整備と宅地の利用増進を図り、良好な市街地形成と商業・業務・住宅の調和したまちづくりを進めます（事業期間：平成12～30年度）。

現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・建物移転 ・道路整備 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備 1,319m/1,635m（80.7%） ・建物移転 93棟/99棟（93.9%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場整備 ・道路整備 1,635m/1,635m（100%） ・建物移転 99棟/99棟（100%） 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
建物移転	70棟	93棟	99棟
道路築造	866m	1,319m	1,635m

（2）新市街地の整備（まちづくり推進課）

- ◆快適な市民生活の実現と都市機能充実のため、土地利用構想に定めた各ゾーンについて、地域特性に合った整備手法により、計画的な整備を進めます。
- ◆水子・諏訪地区は、地区計画制度や小規模土地区画整理事業等により、都市機能向上のための整備を計画的に進めます。

『水子地区のまちづくり』（まちづくり推進課、道路治水課、下水道課、交通・管理課、建築指導課）

市街化区域再編入に伴い、地区計画などに基づく基盤整備を進めます。

現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の適正運用 ・公共下水道（汚水・雨水）の整備 ・道路の整備 ・都市計画道路整備の推進 ・小規模土地区画整理事業の推進 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の適正運用 ・公共下水道（汚水・雨水）の整備 ・道路の整備 ・都市計画道路（水子鶴馬通線（水子工区）・富士見橋通線）整備の推進 ・小規模土地区画整理事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の適正運用 ・公共下水道（汚水・雨水）の整備 ・道路の整備 ・都市計画道路（水子鶴馬通線（水子工区）・富士見橋通線）整備の推進 ・小規模土地区画整理事業の推進 	

『シティゾーン整備推進事業』（まちづくり推進課）

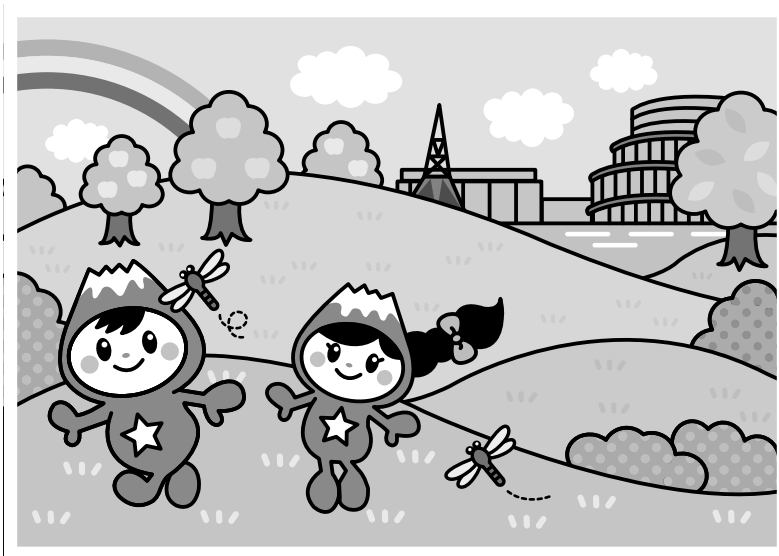
市役所周辺地区を市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、商業・業務機能を有するゾーンとして整備します。

現況（平成 25 年度）	事業計画	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模商業施設の工事着手 	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
	<ul style="list-style-type: none"> 山室・勝瀬地区の整備完了（商業・業務機能） その他ゾーンの整備手法の調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用構想等の検討

『リブレーヌ都市整備事業』（まちづくり推進課）

国道 463 号の沿道に位置し、柳瀬川駅に近接しているという交通の利便性を活かし、地域の発展と活性化に資する魅力的なまちづくりを進めます。

現況（平成 25 年度）	事業計画	
<ul style="list-style-type: none"> 事業推進策の検討 	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進



第5節 道路・交通環境の整備

1. 施策の方向性

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。

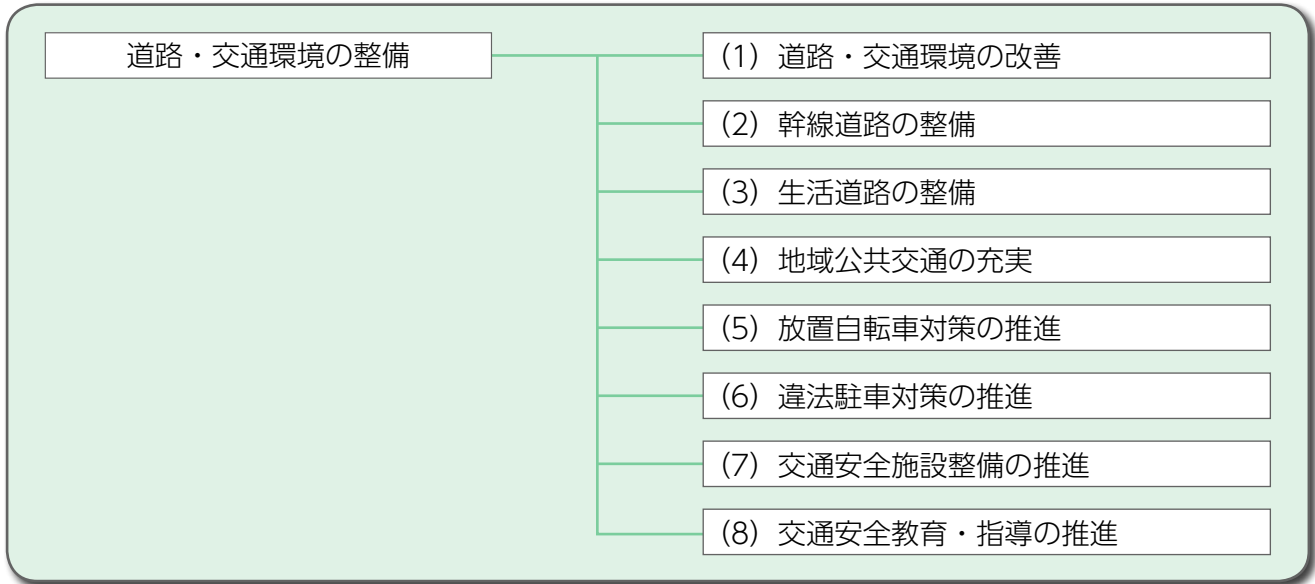
2. 現状と課題

- ◆平成 24 年度に実施した市民意識調査では、依然として「安全で快適な道路の整備」に対する不満度が高く、誰もが安全で快適に利用できる道路の整備が引き続き求められています。
- ◆幹線道路は、歩道や右折車線等について整備が求められています。
- ◆都市計画道路などの幹線道路は、土地区画整理事業などによって一部の整備が進んでいますが、移動の円滑化や地域活性化等のため、計画的に整備を進める必要があります。
- ◆大規模商業施設の開業による交通環境の変化を踏まえた道路改良などに取り組んでいます。
- ◆生活道路は、高齢化社会の進行などを踏まえ、狭い道路の解消やバリアフリー化などが求められており、安全な歩行空間の確保や安心して自転車が利用できる環境を整備する必要があります。
- ◆災害に強い道路網の確保を図るため、老朽化した道路や橋の維持管理を進める必要があります。
- ◆市内の交通事故件数は平成 16 年をピークに減少傾向にありますが、引き続き交通安全に関する教育や啓発を進める必要があります。
- ◆駅周辺では、放置自転車や路上駐車対策のほか、まちの美観の向上と歩行者などの安全確保のため、駐輪指導により市立自転車駐車場（11カ所）などの利用促進や、違法駐車の解消などを近隣自治体や関係機関と連携し進めています。
- ◆交通安全施設については、通学路等の安全対策として整備を進めていますが、老朽化による事故を未然に防ぐため、点検や改修を計画的に行う必要があります。

- ◆市内循環バスは、路線の見直しなどにより利用者が増加していますが、大規模商業施設の開業に伴い路線バスが拡充された場合には、市内循環バス路線の見直しを行い、引き続き、利用者ニーズを踏まえた運行に努める必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 道路・交通環境の改善（道路治水課）

- ◆道路整備の基本方針により、市内の道路・交通環境の改善を計画的に進めます。

(2) 幹線道路の整備（道路治水課）

- ◆幹線道路は、重点路線の選定や優先順位を定め、計画的な整備を進めます。
- ◆老朽化した道路や橋については、点検や改修を計画的に行い、維持管理に努めます。

『幹線道路整備事業』（道路治水課）

市内の1、2級幹線道路の拡幅や線形の改良により道路網を整備するとともに、国道や県道との交差点などの改良については、国や県と連携・調整し、整備に努めます。

現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> 市道第72号線 〔旧県道三芳富士見〕鶴馬地内・富士見川越道路交差点付近（用地購入・工事） 市道第5116号線 〔水子地内・山王坂交差点改良〕（工事） 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 市道第72号線 〔旧県道三芳富士見〕鶴馬地内・富士見川越道路交差点付近（用地購入・工事） 市道第5210号線ほか 〔鶴瀬西地内・区画整理地境界〕（用地購入・工事） 市道第5101号線 〔勝瀬交差点～勝瀬苗間通り1号線〕（測量・物件補償・用地購入） 	<ul style="list-style-type: none"> 市道第5212号線 〔鶴瀬東1丁目地内・旧変電所前〕（用地購入・工事） 市道第5101号線 〔勝瀬交差点～勝瀬苗間通り1号線〕（物件補償・用地購入・工事） 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
改良済み延長と整備率 （道路総延長） 1級 26,258m 2級 22,679m 合計 48,937m （平成23年度末）	<ul style="list-style-type: none"> 1級幹線道路 17,597m(67%) 2級幹線道路 6,186m(27%) 計23,783m(49%) （平成23年度末）	<ul style="list-style-type: none"> 1級幹線道路 17,897m(68%) 2級幹線道路 6,626m(29%) 計24,523m(50%)	<ul style="list-style-type: none"> 1級幹線道路 18,467m(70%) 2級幹線道路 6,821m(30%) 計25,288m(52%)

『都市計画道路整備事業』（まちづくり推進課）

交通の円滑化や地域の活性化を図るため、都市計画道路を整備します。

現況（平成25年度）	事業計画	
<ul style="list-style-type: none"> みずほ台駅東通線整備方針検討 水子鶴馬通線整備方針検討（水子工区） 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度
	・事業推進	・事業推進

『住宅市街地総合整備事業（道路整備）』（道路治水課）			
鶴瀬西・上沢地区の道路整備を行い、防災機能の向上と生活環境の改善を進めます。			
現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> 市道第904号線 [鶴瀬西3丁目地内・つるせ台小～旧上沢小] (用地購入・一部区間工事) 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 市道第904号線 [鶴瀬西3丁目地内・つるせ台小～旧上沢小] (用地購入・工事) 	—	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
市道904号線 整備延長 600m	0m	600m	—

『火葬場関連整備事業』（道路治水課）			
火葬場・斎場の整備（平成20年開設済・入間東部地区衛生組合）に伴う周辺環境整備を行います。			
現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> 市道第5111号線 [下南畑地内・県道交差点～富士見川越道路付近] (用地購入・工事) 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 市道第5111号線 [下南畑地内・県道交差点～富士見川越道路付近] (用地購入・工事) 	—	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
市道第5111号線 整備延長 540m	0m	540m	—

『道路橋長寿命化修繕事業』（道路治水課）			
道路橋の修繕計画を策定し、長寿命化と計画的な維持管理に努めます。			
現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> 主要37橋の長寿命化修繕計画策定（点検・コスト算定） 橋長15m未満18橋 富士見橋耐震補修工事（負担金） 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 富士見橋耐震補強工事（負担金） 勝瀬陸橋耐震補強工事 旧富士見江川仮橋（上下流）耐震補強工事 渡戸橋耐震補強工事 寿橋耐震補強工事 	<ul style="list-style-type: none"> 木染橋耐震補強工事 伊佐島橋修繕工事 	

(3) 生活道路の整備（道路治水課）

- ◆市民の生活に最も密接な生活道路は、狭あいな道路の解消や歩道整備、舗装補修等の維持管理など、安全安心な歩行空間づくりを進めます。

『生活道路整備事業』（道路治水課）			
道路の拡幅整備などにより、安心して移動できる道路空間づくりを進めます。			
現況（平成 25 年度）	事業計画		
	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・市道第 225・228 号線 [勝瀬地内・榛名神社参道～勝瀬中脇]（工事） ・市道第 846 号線 [羽沢 3 丁目地内・旧 NTT 裏]（工事） ・市道第 45・1203 号線 [水子地内]（補償・工事） ・市道第 765 号線 [鶴馬地内・イムス富士見総合病院脇]（用地） ・市道第 42 号線 [水子地内]（測量） ・市道第 886 号線 [渡戸 3 丁目地内・西渡戸公園]（設計） ・市道第 1309 号線 [水子（六道）地内]（工事） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道第 228 号線 [勝瀬地内・榛名神社参道～勝瀬中脇]（工事） ・市道第 480・498 号線 [南畑新田地内]（工事） ・市道第 1391 号線 [東大久保地内]（工事） ・市道第 765 号線 [鶴馬地内・イムス富士見総合病院脇]（工事） ・市道第 325 号線 [勝瀬地内・勝瀬西郵便局西側]（工事） ・市道第 42 号線 [水子地内]（工事） ・市道第 886 号線 [渡戸 3 丁目地内・西渡戸公園前]（工事） ・市道第 43 号線 [水子地内]（工事） ・市道第 37 号線 [関沢 3 丁目地内]（工事） ・市道第 328 号線 [勝瀬地内・勝瀬小東]（工事） ・市道第 1105 号線 [水子地内・本郷中西]（工事） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道第 1200 号線 [水谷東 1 丁目地内・さくら記念病院付近]（工事） ・市道第 1391 号線 [東大久保地内]（工事） 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
生活道路改良済み延長 m (%) 幹線を除く道路 実延長 349,636m	174,932m (50.0%)	178,413m (51.0%)	178,818m (51.1%)

『歩道整備事業』（道路治水課）			
バリアフリー化に努めながら、歩道と車道の分離などにより地域の特性に考慮した歩行空間を整備します。			
現況（平成 25 年度）	事業計画		
・市道第 8 号線 [上沢 1 丁目]（工事） ・市道第 5135 号線 [水子地内・前沼公園前] （工事）	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	・市道第 8 号線 [上沢 1 丁目]（工事） ・市道第 1195 号線 [水谷東 2 丁目地内・前沼公園前]（工事）		
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
歩道整備済み延長 m (%) 道路延長 398,573m	39,767m (10.0%)	40,702m (10.2%)	—

（4）地域公共交通の充実（交通・管理課）

- ◆路線バスや循環バス等の連携・充実により、利便性の高い交通網を目指します。
- ◆駅ホームにおける視覚障がい者の安全対策として、ホームからの転落や列車との接触による事故等を防止するため、内方線付き点状ブロックの設置を推進します。

『駅ホーム改善事業』（交通・管理課）		
鉄道事業者が行う市内 3 駅のホームに内方線付き点状ブロック設置を支援します。		
現況（平成 25 年度）	事業計画	
—	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
	・鶴瀬駅、ふじみ野駅、みずほ台駅での内方線付き点字ブロック設置支援	—

(5) 放置自転車対策の推進（交通・管理課）

- ◆ 駅周辺における駐輪需要に対し、各駅の特性に応じた自転車駐車場の整備に努めます。
- ◆ 地域住民及び関係機関の協力を得ながら、駅周辺などの自転車放置禁止区域における指導を強化します。

『駅前自転車対策事業』（交通・管理課）		
駅周辺の自転車の放置を解消し、まちの美観と交通の安全性向上に取り組みます。		
現況（平成 25 年度）	事業計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内 3 駅周辺自転車放置禁止区域指定 ・ 市立自転車駐車場（11カ所） ・ ふじみ野駅東西口自転車駐車場ラック入替えによる駐輪台数増加（433台） 	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置自転車解消に向けた駐輪場整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置自転車解消に向けた駐輪場整備の検討

(6) 違法駐車対策の推進（交通・管理課）

- ◆ 違法駐車車両の解消のため、実情に応じた交通指導や交通規制の強化を警察に要請するとともに、運転者へのマナー遵守を促します。

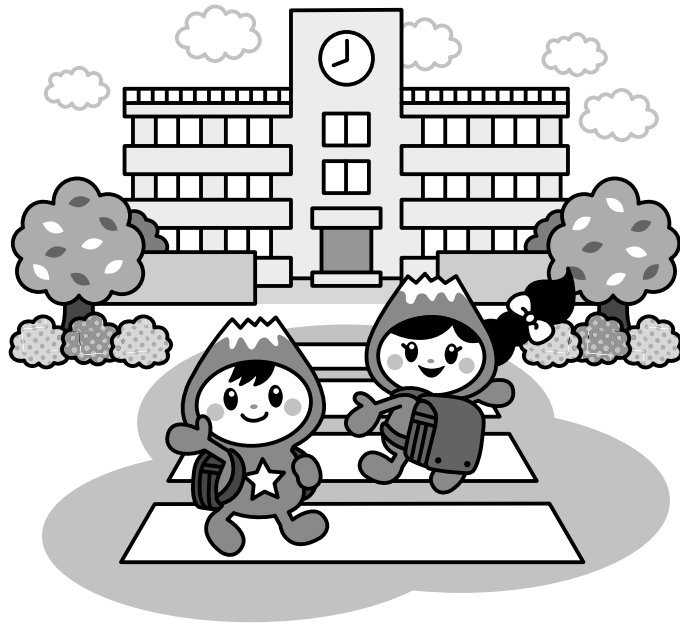
(7) 交通安全施設整備の推進（道路治水課）

- ◆ 交通状況や危険箇所の把握に努めながら、道路照明灯や道路標識、道路反射鏡などの整備に努めます。
- ◆ 道路の安全対策のため、信号機及び横断歩道を設置できるよう、警察署と連携・調整します。

『道路附属物維持管理事業』（道路治水課）		
道路附属物（道路標識・道路照明灯・道路反射鏡）を総点検し、改修を進めます。		
現況（平成 25 年度）	事業計画	
—	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路附属物総点検 ・ 改修工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修工事の実施

(8) 交通安全教育・指導の推進（交通・管理課）

- ◆保育所、幼稚園、小中学校を対象とした交通安全教室や高齢者の事故防止対策などの講習会を開催するとともに、市民・行政・警察が一体となって、交通安全運動や交通事故防止運動を展開します。



第6節 上下水道の整備

1. 施策の方向性

安全で安心な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら、特定環境保全公共下水道や合併浄化槽などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

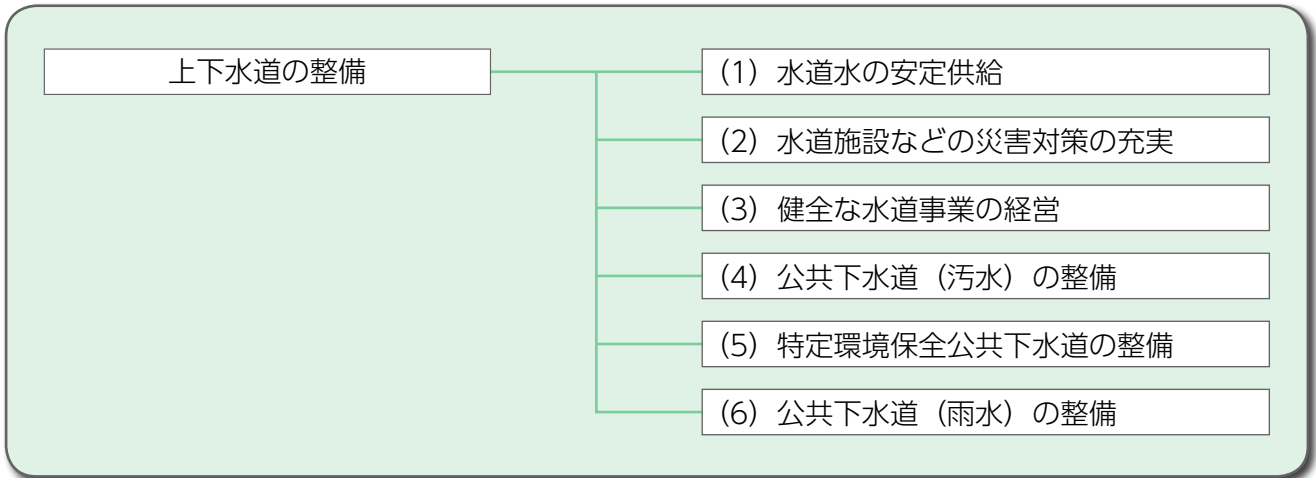
市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。

2. 現状と課題

- ◆現在総給水量の8割が県営水道から供給されています。
- ◆安全で確実な給水体制を維持するため、老朽管の更新や給配水施設の耐震化を計画的に進めています。
- ◆市街化区域内は、鶴瀬駅東西口の土地区画整理事業施行区域及び水子地区の公共下水道整備を進めています。また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。
- ◆市街化調整区域内は、河川の水質を保全し衛生的で快適な生活環境を保つため、特定環境保全公共下水道の整備を進めています。
- ◆雨水対策としては、これまで、桜井、別所、砂川堀、権平川、柳瀬川の各雨水幹線を整備するとともに、流末のポンプ場整備などを進めてきました。引き続き、都市化の進展による市街地での冠水被害など都市型災害に対応するため、別所雨水幹線の整備延伸や新たに尺地雨水幹線の整備を行うとともに、ポンプ場機能の保全と拡充を計画的に進める必要があります。



3. 施策の体系



4. 施策の内容

(1) 水道水の安定供給（水道課）

◆水道水を安定的に供給するため、配水管や機械・電気設備などを計画的に更新するとともに、水質・水圧管理に努めます。

(2) 水道施設などの災害対策の充実（水道課）

◆浄水場や基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時の応急体制を充実します。

『給配水施設整備事業』（水道課）

老朽管などによる漏水に対処するため、水道管の更新を行うとともに、地震による被害を最小限に抑えるため、浄水場などの耐震工事を行います。

現況（平成 25 年度）	事業計画		
	・老朽管の更新 ・配水池耐震工事 （東大久保浄水場）	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
・老朽管の更新		・老朽管の更新	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
基幹管路の耐震化率	36%	40%	42%

(3) 健全な水道事業の経営（水道課）

- ◆利用者サービスの向上とともに、収入の確保及び経費の削減に努めることで、健全な水道事業経営を目指します。

(4) 公共下水道（污水）の整備（下水道課）

- ◆既成市街地などにおける公共下水道の整備を計画的に進め、計画区域内の完全整備を目指すとともに、水洗化を促進します。

『公共下水道（污水）の整備』（下水道課）			
市街化区域における生活排水の適正処理を促進するため、処理計画区域内の整備完了を目指します。また、供用開始区域においては、水洗化率の向上を目指します。			
現況（平成 25 年度）	事業計画		
・公共下水道処理 区域面積 932ha （整備済 721.4ha） （平成 22 年度）	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	・鶴瀬駅西口・鶴瀬駅東口土 地区画整理地内や、水子地 区などの整備	・鶴瀬駅東口土地区画整理地 内などの整備	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
普及率	95.1% (平成 23 年度)	98%	99%

(5) 特定環境保全公共下水道の整備（下水道課）

- ◆農業集落の生活環境向上と河川・水路などの汚濁防止のために、特定環境保全公共下水道の整備を計画的に進めます。

『特定環境保全公共下水道の整備』（下水道課）			
農業集落における生活排水の適正処理を促進するため、特定環境保全公共下水道の整備を進めます。			
現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> 特定環境保全公共下水道処理区域面積 247ha（整備済115.2ha）（平成21年度） 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 特定環境保全公共下水道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 特定環境保全公共下水道の整備 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
普及率	56.2% （平成23年度）	71%	78%

(6) 公共下水道（雨水）の整備（下水道課）

- ◆水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。

『公共下水道（雨水）整備事業』（下水道課）			
市街地の開発に伴う都市型水害対策のため、雨水排水施設の計画的な整備を進めます。			
現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道（雨水）排水区域面積 552ha 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 鶴瀬駅西口土地区画整理地内 鶴瀬駅東口土地区画整理地内 水子地区（別所雨水ポンプ場耐震化含む） 山室・勝瀬地域 	<ul style="list-style-type: none"> 鶴瀬駅東口土地区画整理地内 水子地区（別所雨水ポンプ場耐震化含む） 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
公共下水道（雨水）整備済区域面積	<ul style="list-style-type: none"> 事業認可区域 552ha 整備済区域 239.4ha（43.4%） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業認可区域 575ha 整備済区域 247ha（43%） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業認可区域 575ha 整備済区域 270ha（47%）

第7節 防災・防犯対策の充実

1. 施策の方向性

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助けあえる体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。

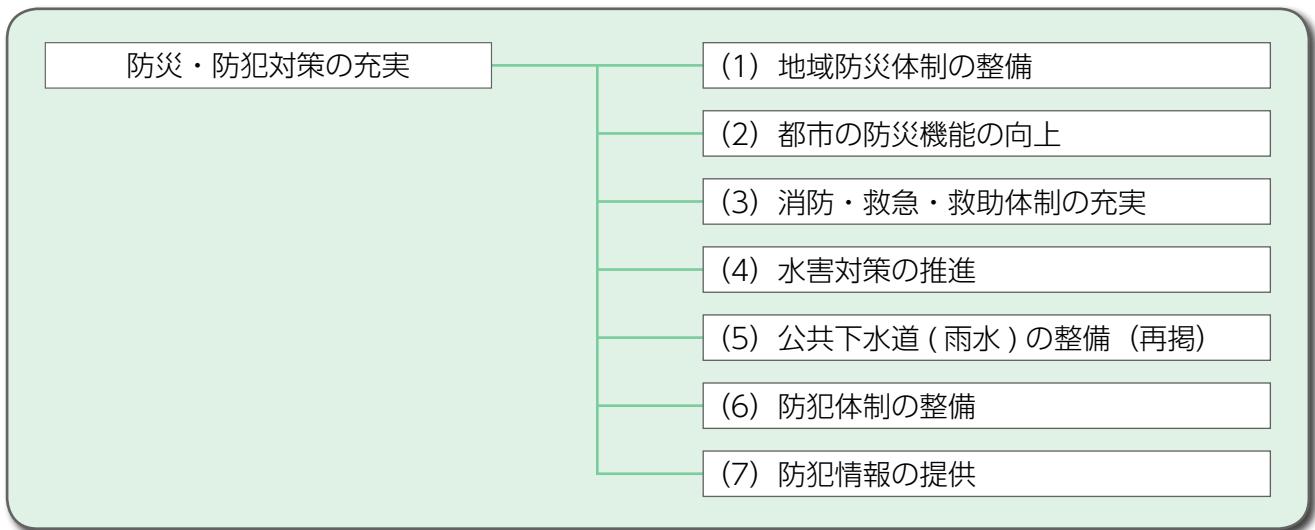
2. 現状と課題

- ◆東日本大震災の教訓などを踏まえ、防災体制の強化が求められており、情報収集・伝達の強化、帰宅困難者対策、備蓄品の充実、自主防災組織の体制の強化、大規模停電発生時の対応など地域防災計画に基づいた防災対策について総合的に取り組んでいく必要があります。
- ◆災害時における避難所運営の充実・強化を図るため、小・中学校の冷暖房設備の整備に併せ、全11小学校及び中学校1校では、災害時に避難所の備蓄燃料として活用することを想定し、熱源にLPガスを採用し、災害対応用のガスバルクタンクを設置しました。
- ◆地域における防災活動の中心となる自主防災組織は、平成25年3月末現在で35団体が活動しており、今後もその育成と支援を進めるとともに、新たな組織の結成に対する支援を進める必要があります。
- ◆平成24年度末現在、様々な分野の24団体と災害協定を締結しています。
- ◆高齢者や障がい者など災害時要援護者の支援は、自主防災組織や地域の助け合いネットワークなどの住民組織と行政の連携による取組みが進められています。
- ◆河川改修や排水ポンプなどの整備により、大雨や台風などによる浸水被害は減少しているものの、近年多発している集中豪雨などによる都市型水害への対策が必要です。
- ◆昭和56年以前の建築物は、木造住宅等の耐震診断により、現状の把握と安全な住宅への改修を進めるため、耐震診断及び改修補助制度の活用を促す必要があります。

- ◆本市における犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、近年は、児童の登下校時を狙った犯罪や高齢者に対する詐欺など、犯罪内容が多様化しており、市民への啓発活動や地域ぐるみの見守り活動が重要となっています。
- ◆自主防犯組織は平成24年度末現在、全町会に組織されており、地域の防犯活動が行われています。また、青色防犯パトロール車両を使用した防犯パトロール活動は、市内全域で実施されています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 地域防災体制の整備（安心安全課）

- ◆総合的な防災体制を確立するため、地域防災計画に基づき、防災意識の向上や自主防災活動の育成支援、広域的な援助協力体制を構築するとともに、飲料水などの備蓄や防災資機材の整備などの充実に努めます。
- ◆災害時における高齢者や障がい者などの支援体制を、地域と連携しながら確立します。

『防災対策事業（自主防災組織の結成・育成支援）』（安心安全課）

地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成支援を行います。また、防災リーダーを育成する取り組みを開始し、自主防災組織の育成支援を行います。

現況（平成 25 年度）	事業計画		
・自主防災組織結成補助金と育成（運営）補助金を交付	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	・自主防災組織の結成支援・育成（運営）の支援 ・富士見市防災リーダーの育成	・自主防災組織の結成支援・育成（運営）の支援	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
組織率	61.4%	100%	100%
防災リーダー数（育成率）	—	171 人 (100%)	171 人 (100%)

『防災対策事業（防災行政無線のデジタル化等）』（安心安全課）

国の防災行政無線デジタル化施策により、市の防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式へ変更します。

現況（平成 25 年度）	事業計画		
・アナログ方式の防災行政無線を運用	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	・デジタル防災行政無線の設計・工事 ・PHS、衛星携帯電話等導入	・デジタル防災無線の運用	

『防災対策事業（災害時備蓄品）』（安心安全課）

大規模災害に備え、各避難所に食料や毛布などの備蓄を行います。

現況（平成 25 年度）	事業計画		
・災害時備蓄品の管理・整備を実施中	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	・備蓄品保管方法（倉庫等）の検討 ・福祉避難所備蓄品の推進	・備蓄品保管（倉庫等） ・福祉避難所備蓄品の推進	

『災害時要援護者支援事業（再掲）』（福祉課、安心安全課）			
高齢者や障がい者など災害時における要援護者の情報を収集・整備し、平常時より関係者と情報共有し、個別支援計画や支援者用マニュアルを作成します。			
現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> 避難支援プラン全体計画の策定（平成24年3月） 災害時要援護者登録の開始（平成24年度） 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者名簿作成及び要援護者マップの作成、更新 個別支援計画、支援者用マニュアルの作成 避難訓練実施 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者名簿作成及び要援護者マップの作成、更新 個別支援計画、支援者用マニュアルの作成 避難訓練実施 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
要援護者登録人数	1,504人	2,000人	2,500人

(2) 都市の防災機能の向上（道路治水課、まちづくり推進課、安心安全課、建築指導課）

- ◆災害に強いまちづくりを推進するため、防災空間や防災機能としての道路や公園などの整備を進めるとともに、避難場所となる公共施設の非構造部材の耐震化に取り組みます。
- ◆住宅の安全性を高めるため、木造住宅等の耐震診断や耐震改修を促進します。

『耐震改修促進事業』（建築指導課）			
耐震診断・耐震改修工事に対する助成を行います。			
現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断補助の実施 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断補助の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断補助の実施 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
住宅耐震化率	81% (平成20年10月) ※5年おきに調査	95%	95%

(3) 消防・救急・救助体制の充実（安心安全課）

- ◆入間東部地区消防組合と連携し、より高度な消防・救急・救助体制を確立します。
- ◆消防団車庫の建替えや車両の更新を計画的に進めます。

『富士見市消防団活性化事業』（安心安全課）			
老朽化が進む消防団分団車庫の建替えや消防自動車の更新を進めます。			
現況（平成 25 年度）	事業計画		
富士見市消防団 （全 8 分団） ・車庫建替え（移設） 5 分団終了 ・消防自動車更新 6 分団終了 （平成 24 年度）	平成 26 年度～ 28 年度	平成年 29 度～ 30 年度	
		・車庫建替え （第 3・8 分団） ・消防自動車更新 （第 5 分団）	—
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
達成率（％）	車庫建替え 62.5% 自動車更新 62.5%	車庫建替え 100% 自動車更新 100% （平成 27 年度完了 予定）	—

(4) 水害対策の推進（安心安全課、道路治水課）

- ◆河川の治水機能を維持向上させるため、河川や水路及び排水ポンプの整備などを計画的に進めます。
- ◆低地部での雨水による浸水被害の発生を防止するため、宅地内浸透処理や一時的貯留などにより、雨水の流出抑制を進めます。
- ◆洪水時の浸水状況を想定した洪水ハザードマップや地形、災害履歴などの災害危険情報を市民に提供し、水害に対する意識を高めます。
- ◆集中豪雨などによる都市型水害の対策を進めます。

『浸水対策事業』（道路治水課）		
<p>集中豪雨等による都市型水害が発生している地域において浸水被害を防止するため、浸水対策工事を進めます。併せて、ポンプ場のポンプや非常通報装置の交換・設置を進めます。</p>		
現況（平成25年度）	事業計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・浸水対策工事（山室2丁目、諏訪1丁目） 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水対策工事（水谷東2丁目、羽沢2丁目、山室2丁目、鶴瀬西3丁目） ・ポンプ交換、非常通報装置設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ交換、非常通報装置設置

（5）公共下水道（雨水）の整備（再掲）（下水道課）

◆水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。

『公共下水道（雨水）整備事業（再掲）』（下水道課）			
<p>市街地の開発に伴う都市型水害対策のため、雨水排水施設の計画的な整備を進めます。</p>			
現況（平成25年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道（雨水）排水区域面積 552ha 	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴瀬駅西口土地区画整理地内 ・鶴瀬駅東口土地区画整理地内 ・水子地区（別所雨水ポンプ場耐震化含む） ・山室・勝瀬地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴瀬駅東口土地区画整理地内 ・水子地区（別所雨水ポンプ場耐震化含む） 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道（雨水）整備済区域面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業認可区域 552ha ・整備済区域 239.4ha (43.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業認可区域 575ha ・整備済区域 247ha (43%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業認可区域 575ha ・整備済区域 270ha (47%)

(6) 防犯体制の整備（安心安全課、道路治水課）

- ◆ 犯罪の防止を図るため、自主防犯組織に対し、防犯パトロール用品の配布、ボランティア保険の加入などの支援を行い、市民と行政の協働による防犯活動を進めます。
- ◆ 市民青色防犯パトロール隊による防犯パトロール活動を進めます。
- ◆ 犯罪の防止や安全で安心して生活できる環境を確保するため、防犯灯の適切な設置及び改修に努めます。

『防犯対策事業』（安心安全課）			
自主防犯組織による防犯パトロールへの支援を行うとともに、防犯に対する研修を充実し、地域における防犯体制の強化に努めます。			
計画策定時の状況と現況	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯組織へのパトロール用品配布などの支援 ・ 自主防犯活動リーダー研修の実施 	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯組織への支援 ・ 自主防犯活動リーダー研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯組織への支援 ・ 自主防犯活動リーダー研修の実施 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
自主防犯活動リーダー研修受講者数（1 回あたりの受講者数）	123 人	130 人	130 人

(7) 防犯情報の提供（安心安全課）

- ◆ 地域における防犯体制を強化するため、警察との連携により、地域の犯罪情報を地域・学校・家庭に提供し、情報の共有化を進めます。

第8節 消費生活・市民相談の充実

1. 施策の方向性

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。

2. 現状と課題

- ◆消費生活相談件数は平成16年度をピークに減少傾向にある一方、相談内容は多様化、複雑化していることから、様々な相談内容に対応できる体制の強化が求められています。
- ◆消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する情報の提供や、消費生活講座の開催などを通じて、トラブルに巻き込まれないよう、消費者の意識啓発を行っています。
- ◆平成24年に消費者教育の推進に関する法律が施行され、消費者の自立を支援するため、消費者教育を総合的かつ一体的に推進する取組みや体制づくりが求められています。

3. 施策の体系図

消費生活・市民相談の充実

(1) 消費生活・市民相談の充実

(2) 消費者への意識啓発

4. 施策の内容

(1) 消費生活・市民相談の充実（人権・市民相談課）

- ◆多様化する相談内容に対応するため、専門知識を有する相談員などによる相談体制の充実に努めます。また、相談員に対する研修の充実に努めます。

(2) 消費者への意識啓発（人権・市民相談課）

- ◆市民が消費者被害にあわないよう、消費生活に関する情報提供や啓発に取り組みます。